令和 5 年度豊川市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

第76号議案

令和 5 年度豊川市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
（総 則）
第1条 令和5年度下水道事業会計の補正予算（第3号）は，次に定めるとこ ろによる。
（債務負担行為の補正）
第2条 令和5年度下水道事業会計予算第1 0 条を第 11 条とし，第 5 条から第 9 条までを 1 条ずつ繰り下げ，第 4 条の次に次の 1 条を加える。
（債務負担行為）
第5条 債務負担行為をすることができる事項，期間及び限度額は，次のと おりと定める。

| 事 項 | 期 | 間 | 限 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 度 | 額 |  |  |
| 公 共下水 道 <br> 汚水管渠整備費 | 令和6年度 |  | 千円 |

令和5年11月30日提出
豊川市長 竹 本 幸 夫

令和 5 年度豊川市下水道事業会計補正予算（第 3 号）に関する説明書



